

(証券コード 7851)
令和7年6月12日

株 主 各 位

東京都中央区銀座七丁目16番14号
銀座イーストビル
カワセコンピュータフスライ株式会社
代表取締役社長 川 瀬 啓 輔

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.kc-s.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/7851/teiji/>

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和7年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか8階第3会議室
（開催会場が変更になっております。お間違えのないようお願い申し上げます。末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
【報告事項】 第70期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）事業報告、計算書類報告の件
【決議事項】
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りするの議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kc-s.co.jp/>）及び株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

※株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(自 令和6年4月1日)
(至 令和7年3月31日)

I. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、インバウンド需要や雇用・所得環境の改善が見られるなど穏やかに持ち直している一方で、物価や人件費の上昇、長期化するロシア・ウクライナ情勢や中東地域での紛争などの地政学リスク、通商政策などアメリカの政策動向など不透明な状況で推移しました。

ビジネスフォーム印刷業界におきましては、WEB化・電子化などにより需要の回復は厳しいものがあり、原材料をはじめとする資材や物流費、光熱費の価格高止まりなど、引続き厳しい状況が続いております。

このような情勢の中で、営業部門におきましては、地方自治体や外郭団体などへの営業活動の強化、システムインテグレーターなどのBPO案件や定期案件の獲得を目指すとともに、資材の高騰を反映した価格交渉に注力いたしました。

生産部門におきましては、ここ数年に行った大型設備投資による高品質な製品の作成や、小ロット多品種対応、封入封緘業務の多様化などを進めてまいりました。

また、印刷業界でランサムウェアによるサイバー攻撃被害が検知されたこともあり、その対策の強化を行ってまいりました。

その結果、売上高は2,831百万円（前期は2,593百万円）、経常利益109百万円（前期は15百万円の経常損失）、当期純利益は100百万円（前期は112百万円の当期純損失）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後もロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の緊迫化など地政学的リスクに加え米政権の関税政策により、世界経済の不確実性が高まっているものと考えられます。

ビジネスフォーム業界におきまして、事務帳票印刷をはじめ印刷需要は以前のような環境には戻らないと考えられるうえ、地政学リスクや通商関税政策等によっては更なる資材・エネルギー価格の高騰も考えられます。

こうした状況を鑑み、営業部門では既存先の取引深耕をはじめ、自社情報設備を最大限に活用した情報処理案件獲得に向けての地方自治体・外郭団体の開拓、BPO案件を中心とした新規ユーザー開拓、労務費や物流費の高騰を踏まえた継続的な価格改訂活動を実施して参ります。

生産面では工数の見直しと適切な人員配置による生産性の向上、より緻密なスケジュール管理による機械稼働の改善、購買チャンネルを増やすことによる資材の総括的な購買活動や運賃・倉敷料の適正化を行ってまいります。

また、引続きビジネスフォームや情報処理の周辺業務の取り込み等新しいサービスの模索活動やサイバー攻撃対策の強化を進めてまいります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては増資、社債発行その他特筆すべき資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資は、総額で8百万円となりました。

なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメント別の設備投資は次のとおりであります。

① ビジネスフォーム事業

ビジネスフォーム事業におきましては付帯設備への投資を行いました。

② 情報処理事業

情報処理事業におきましては、封入封緘機、付帯設備及び工具類等に7百万円の投資を行いました。

③ その他

会計システムなどに1百万円の投資を行いました。

- (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (6) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。
- (9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 67 期 (令和 3 年度)	第 68 期 (令和 4 年度)	第 69 期 (令和 5 年度)	第70期 (当期) (令和 6 年度)
売 上 高 (百万円)	2,501	2,502	2,593	2,831
経 常 損 益 (百万円)	48	△19	△15	109
当 期 純 損 益 (百万円)	4	△136	△112	100
1 株 当 た り 当 期 純 損 益	0円90銭	△28円94銭	△24円24銭	21円44銭
総 資 産 (百万円)	3,498	3,723	3,448	3,421
純 資 産 (百万円)	2,546	2,390	2,288	2,389

- (注) 1. 記載金額は1株当たり当期純損益を除いて、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第67期の期首から適用しており、第67期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した数値となっております。

(10) 主要な事業内容

- ① 印刷及び紙加工品製造販売
- ② 情報処理サービス業
- ③ 事務機器及び関連用品販売
- ④ 通信事業
- ⑤ 前各号に附帯または関連する事業

(11) 主要な営業所及び工場

本 社 東京都中央区
関 西 支 社 大阪市中央区
支 店 横浜・千葉・名古屋・京都・神戸
情 報 セ ン タ ー 千葉

(12) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
98名	±0名	42.6歳	12.2年

(注) 従業員数には、嘱託、パートタイマー、派遣社員等は含んでおりません。

(13) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	80百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	80百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	50百万円
株 式 会 社 南 都 銀 行	50百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	30百万円

Ⅱ．会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,640,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,160,000株（自己株式466,611株を含む。）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 2,679名
- (5) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 田 株 式 会 社	665,000株	14.16%
山 田 芳 弘	400,000株	8.52%
川 瀬 三 郎	182,500株	3.88%
星 光 ビ ル 管 理 株 式 会 社	164,000株	3.49%
株 式 会 社 サ イ プ リ ッ ジ	160,100株	3.41%
山 田 眞 沙 子	160,000株	3.40%
山 田 幸 司	154,000株	3.28%
久 保 田 正 明	150,000株	3.19%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	131,500株	2.80%
川 瀬 啓 輔	117,000株	2.49%

（注）当社は、自己株式を466,611株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、令和6年6月26日開催の第69回定時株主総会決議にもとづき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。当事業年度においては令和6年7月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、同年8月23日付で取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）3名に対し自己株式67,500株の処分を行っております。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 ま た は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	川 瀬 啓 輔	
常 務 取 締 役	糸 川 克 秀	管理部長兼人事グループ長
取 締 役	吉 村 泰 明	営業部長
取 締 役	伊 藤 彰 彦	太平洋興発株式会社 社外監査役
取締役（常勤監査等委員）	窪 津 薫	
取締役（監査等委員）	松 木 昭	
取締役（監査等委員）	荻 野 正 和	たつの法律事務所 所長 株式会社三機サービス 社外監査役

- (注) 1. 取締役伊藤彰彦及び取締役（監査等委員）松木 昭、荻野正和の3氏は社外取締役であります。
2. 監査の実効性を高め、管理監督機能を強化するために窪津 薫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役伊藤彰彦及び取締役（監査等委員）松木 昭、荻野正和の3氏は東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同証券取引所に届出しております。
4. 取締役伊藤彰彦氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
5. 取締役（監査等委員）荻野正和氏の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の監査等委員である取締役を含む取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当社の監査等委員である取締役を含む取締役が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により填補することとしております。

- (注) ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	47,617千円 (4,800千円)	34,497千円 (4,800千円)	11,795千円 (－)	1,324千円 (－)	4名 (1名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	15,805千円 (7,200千円)	15,025千円 (7,200千円)	－ (－)	780千円 (－)	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	63,422千円 (12,000千円)	49,522千円 (12,000千円)	11,795千円 (－)	2,104千円 (－)	7名 (3名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 退職慰労金は当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額であります。
4. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）について、年額3億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役については年額5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は取締役（監査等委員である取締役を除く）が4名、監査等委員である取締役が3名であります。また、その内枠で年額4千万円以内での譲渡制限付株式報酬制度（発行または処分する普通株式の総数は年80,000株以内）を導入しております（令和6年6月26日定時株主総会決議、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役員数は3名）。
5. 業務執行取締役の基本報酬はその役割と職責に相応しい水準となるよう、株主総会において承認された報酬限度額の範囲で、社外取締役が半数以上で構成される任意の「指名・報酬委員会」にて審議し、その答申を踏まえ代表取締役社長が決定しております。
6. 当社は令和6年6月26日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役を除く取締役に対する、役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する監査等委員である取締役を除く取締役に対し、同制度廃止までの在任期間に応じた役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議致しました。
- 当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。
- 取締役3名 39,473千円（うち社外取締役一名一千万円）
7. 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲で、職責に応じ社外取締役が半数以上で構成される任意の「指名・報酬委員会」にて審議し、その答申を踏まえ監査等委員である取締役の協議により決定しております。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、令和6年5月24日開催の取締役会において決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため役位・職責に、会社業績を加味したものとする。

2. 基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定金銭報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績などを考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の決定に関する方針

当社は業績連動報酬については定めておりませんが、中長期のインセンティブとしての非金銭報酬制度を定めております。譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までとし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については役位、職責及び株価等を踏まえて、一定の期間に決定するものとしします。

4. 取締役の個人別の報酬についての決定に関する方針

当社の社外取締役を除く取締役の個人別報酬額は、審議プロセスの客観性・透明性を高めるため、当社が取締役会の下に設置する社外取締役が半数以上で構成される任意の「指名・報酬委員会」において審議し、その答申を踏まえ代表取締役社長が決定する。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分及び氏名	主 な 活 動 状 況
取締役 伊藤 彰彦	当事業年度に開催された取締役会16回のうち11回に出席し、大手保険会社の経営者として培われた見識と知識に基づき、取締役会の妥当性・適正性を確保するための発言及び金融部門に関する助言を行っております。
取締役（監査等委員） 松木 昭	当事業年度に開催された取締役会16回のうち12回に出席し、金融機関勤務及び企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識等から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて適切な助言・提言等を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査プロセス結果について専門的な立場から意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役（監査等委員） 荻野 正和	当事業年度に開催された取締役会16回のうち12回に出席し、主の弁護士の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査プロセス結果について専門的な立場から意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

V. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 18,400千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額 | 18,400千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

Ⅵ. 会社の業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、役職員行動指針において、役職員の行動基本原則を設け遵守する。
- (2) コンプライアンス全体を統括する組織として「リスク・品質管理委員会」を設置する。
各部門にリスク・品質管理委員を配置し、実効的な運営運用を図るために「リスク管理法務室」を置く。
- (3) リスク管理法務室は、内部監査室、品質管理室と連携を密にして役職員の法令並びに社内ルール遵守推進の啓蒙教育の任にあたる。
- (4) 相談、異常報告体制を設け、役職員が社内において違反行為が行われ、または行われようとしたことに気がついた時は、各部門配置のリスク・品質管理委員またはリスク管理法務室に社内通報書などにより異常報告するよう定める。
報告内容は守秘するとともに報告者に対して不利益な扱いはしない。

2. 取締役の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規定（文書管理規程）に基づき文書等の保存保管を行う。また、情報に関する管理については、個人情報保護に関する基本方針・プライバシーマーク認証基準並びに個人情報保護ポリシー、さらには案件個々に締結する機密保持契約の定めに基づいて対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理全体を統括する組織として「リスク・品質管理委員会」並びに「リスク管理法務室」を設ける。さらに連携組織として品質管理室、内部監査室があり、各部門と連携して損失発生の未然防止及び最小化を図るとともに、再発防止に努める。

情報センターにおいては労働安全衛生に取り組むこととする。経理面においては各部門長による自主的管理を基本としつつ、内部監査室による定例監査を行う。経営全体の計数的な管理は経営企画部が行うこととする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能強化を図り、経営効率を向上させるために全部長・グループ長を参画させ有機的な情報交流並びに意思疎通の場として執行の効率化を図る。さらに、別途取締役、監査等委員である取締役、拠点長等が出席する幹部会を定期的に開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項に関わる進捗確認並びに執行促進を図る。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、適切な補助者を配置する。配置にあたっては、監査等委員会の意見を聴取し決定する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
任命された監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査（モニタリングを含む）を行う権限を有するものとする。また、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該指示された業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けない。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
取締役及び使用人は、監査等委員会が業務執行状況の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。取締役は取締役会等の重要会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、幹部会その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧かつ必要に応じ取締役または使用人に説明を求める。
8. 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
9. 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役が職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、すみやかに処理をする。
10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。
監査等委員会は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。
取締役及び使用人は、監査等委員会に対する認識を深め、監査を効率的に推進できるように努めるものとする。

Ⅶ. 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の各事項に関する当期における運用状況の概要は次のとおりです。

1. 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。幹部会は12回開催され重要課題の審議と情報の共有化を図りました。監査等委員会は13回開催され、取締役の業務執行について審議をいたしました。
2. 監査等委員である取締役は、1の重要な会議へ出席し、意見を述べております。そのほか内部監査室、会計監査人と定期あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、取締役等との面談・情報交換会にも適宜出席しております。
3. 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行監査、内部統制監査を行い、監査結果を取締役に報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っております。

Ⅷ. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

Ⅸ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と考えており、機動的な剰余金の配当を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき剰余金の配当を株主総会の決議によらず取締役会の決議で行うことができる旨を当社定款に定めています。

なお、当事業年度末(2025年3月31日)を基準日とする期末配当金につきましては、1株当たり70周年記念配当2円を含め金5円とさせていただきます。

~~~~~  
本事業報告中の記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                 |                  |
|------------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,635,638</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>712,930</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 1,112,016        | 買 掛 金                   | 134,561          |
| 受 取 手 形                | 1,553            | 短 期 借 入 金               | 310,000          |
| 売 掛 金                  | 398,001          | 1年内返済予定の長期借入金           | 12,506           |
| 商 品 及 び 製 品            | 32,103           | 未 払 金                   | 45,147           |
| 仕 掛 品                  | 6,448            | リ ー ス 債 務               | 86,623           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 40,126           | 未 払 費 用                 | 37,835           |
| 前 払 費 用                | 27,318           | 未 払 法 人 税 等             | 8,682            |
| そ の 他                  | 18,111           | 未 払 消 費 税 等             | 35,126           |
| 貸 倒 引 当 金              | △41              | 賞 与 引 当 金               | 37,624           |
|                        |                  | そ の 他                   | 4,822            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,786,125</b> | <b>固 定 負 債</b>          | <b>318,891</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>903,851</b>   | リ ー ス 債 務               | 197,678          |
| 建 物                    | 185,371          | 退 職 給 付 引 当 金           | 51,453           |
| 構 築 物                  | 1,775            | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 42,658           |
| 機 械 及 び 装 置            | 105,870          | 繰 延 税 金 負 債             | 27,099           |
| 車 両 運 搬 具              | 220              |                         |                  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 8,229            | <b>負 債 合 計</b>          | <b>1,031,822</b> |
| 土 地                    | 409,900          | <b>純 資 産 の 部</b>        |                  |
| リ ー ス 資 産              | 192,484          | <b>株 主 資 本</b>          | <b>2,328,192</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>12,486</b>    | 資 本 金                   | 100,000          |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 1,936            | 資 本 剰 余 金               | 1,748,587        |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定      | 7,480            | 資 本 準 備 金               | 620,825          |
| そ の 他                  | 3,070            | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 1,127,762        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>869,786</b>   | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>590,697</b>   |
| 投 資 有 価 証 券            | 589,732          | 利 益 準 備 金               | 196,000          |
| 出 資 金                  | 175              | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 394,697          |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 1,840            | 別 途 積 立 金               | 502,778          |
| 長 期 前 払 費 用            | 838              | 繰 越 利 益 剰 余 金           | △108,080         |
| 保 険 積 立 金              | 224,994          | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△111,093</b>  |
| そ の 他                  | 61,046           | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>61,748</b>    |
| 貸 倒 引 当 金              | △8,840           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 61,748           |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>2,389,941</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>3,421,763</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>3,421,763</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 令和 6 年 4 月 1 日)  
(至 令和 7 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 2,831,271 |
| 売上原価         | 2,096,102 |
| 売上総利益        | 735,168   |
| 販売費及び一般管理費   | 656,057   |
| 営業利益         | 79,111    |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 11,517    |
| 受取配当金        | 5,878     |
| 為替差益         | 4,565     |
| 保険返戻金        | 10,050    |
| その他          | 9,619     |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 9,950     |
| その他          | 1,429     |
| 経常利益         | 109,363   |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 11        |
| 投資有価証券売却損    | 555       |
| 税引前当期純利益     | 108,796   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8,682     |
| 法人税等調整額      | —         |
| 当期純利益        | 100,114   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 令和 6 年 4 月 1 日)  
(至 令和 7 年 3 月31日)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |           |               |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------|---------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |           |               |
|                             |         | 資 本 準 備 金 | その他資本剰余金  | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 令和 6 年 4 月 1 日残高            | 100,000 | 620,825   | 1,128,105 | 1,748,931     |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |           |               |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |           |           |               |
| 自 己 株 式 の 取 得               |         |           |           |               |
| 譲渡制限付株式報酬                   |         |           | △343      | △343          |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |           |               |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |           |               |
| 事業年度中の変動額合計                 | －       | －         | △343      | △343          |
| 令和 7 年 3 月31日残高             | 100,000 | 620,825   | 1,127,762 | 1,748,587     |

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |                 |          |         |
|-----------------------------|-----------|-----------------|----------|---------|
|                             | 利 益 準 備 金 | 利 益 剰 余 金       |          |         |
|                             |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 |          | 利益剰余金合計 |
|                             |           | 別 途 積 立 金       | 繰越利益剰余金  |         |
| 令和 6 年 4 月 1 日残高            | 196,000   | 502,778         | △194,272 | 504,505 |
| 事業年度中の変動額                   |           |                 |          |         |
| 剰 余 金 の 配 当                 |           |                 | △13,922  | △13,922 |
| 自 己 株 式 の 取 得               |           |                 |          |         |
| 譲渡制限付株式報酬                   |           |                 |          |         |
| 当 期 純 利 益                   |           |                 | 100,114  | 100,114 |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |                 |          |         |
| 事業年度中の変動額合計                 | －         | －               | 86,191   | 86,191  |
| 令和 7 年 3 月31日残高             | 196,000   | 502,778         | △108,080 | 590,697 |

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本  |             | 評価・換算差額等             | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|----------|-------------|----------------------|-----------|
|                             | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 |           |
| 令和6年4月1日残高                  | △123,758 | 2,229,678   | 59,293               | 2,288,972 |
| 事業年度中の変動額                   |          |             |                      |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |          | △13,922     |                      | △13,922   |
| 自 己 株 式 の 取 得               | △3,405   | △3,405      |                      | △3,405    |
| 譲渡制限付株式報酬                   | 16,070   | 15,727      |                      | 15,727    |
| 当 期 純 利 益                   |          | 100,114     |                      | 100,114   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |          |             | 2,455                | 2,455     |
| 事業年度中の変動額合計                 | 12,665   | 98,514      | 2,455                | 100,969   |
| 令和7年3月31日残高                 | △111,093 | 2,328,192   | 61,748               | 2,389,941 |

注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～47年

機械及び装置 10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売に係る収益は、印刷及び紙加工品の販売並びに情報処理サービス業等によるものであり、商品及び製品の納品時にその支配が顧客に移転すると判断しておりますが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、主として出荷時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

### 3. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は「ビジネスフォーム事業」及び「情報処理事業」の2つの報告セグメントに区分しており、当該報告セグメントは、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの2事業で計上する収益を売上高として表示しております。

(単位：千円)

|               | 報告セグメント    |           | 合計        |
|---------------|------------|-----------|-----------|
|               | ビジネスフォーム事業 | 情報処理事業    |           |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,589,189  | 1,242,082 | 2,831,271 |
| その他の収益        | —          | —         | —         |
| 外部顧客への売上高     | 1,589,189  | 1,242,082 | 2,831,271 |

#### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

#### 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|        | 当事業年度   |
|--------|---------|
| 有形固定資産 | 903,851 |
| 無形固定資産 | 12,486  |

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損会計の適用にあたり、報告セグメント（ビジネスフォーム事業、情報処理事業）をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え、その単位をグルーピングする方法を採用しております。本社管理部門等に係る資産は共用資産としてより大きな単位にて資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。減損損失の認識要否の判定については、それぞれの資産グループに減損の兆候が認められた場合、行うこととしております。

資産グループについて継続して営業赤字となっている場合、減損の兆候が認められることが

ら、減損損失の認識要否の判定が必要となります。減損損失の認識の判定は、資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローの見積総額と、資産グループにおける固定資産の帳簿価額の比較によって行われます。

将来キャッシュ・フローは将来の売上高や売上原価の予測等複数の仮定に基づいて算定しておりますが、これらは今後の市場の動向等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものであります。そのため、仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当事業年度において減損損失は計上しておりません。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,096,071千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産（機械及び装置）から控除している圧縮記帳額は95百万円であります。

#### 6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,160,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 466,611株

取締役会決議に基づく自己株式の取得により、当事業年度において自己株式が15,000株増加しております。

譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の処分により、67,500株減少しております。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決 議                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日     | 効 力 発 生 日 |
|--------------------------|-------|----------------|-----------------|-----------|-----------|
| 令和6年6月26日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 13,922         | 3               | 令和6年3月31日 | 令和6年6月27日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決 議                      | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配 当 の 原<br>資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日     | 効 力 発 生<br>日 |
|--------------------------|-------|----------------|--------------|-----------------|-----------|--------------|
| 令和7年6月27日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 23,466         | 利益剰余金        | 5               | 令和7年3月31日 | 令和7年6月30日    |

(注) 上記②の配当金に関しては、当社定時株主総会において付議予定の金額であります。

- (4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|           |            |
|-----------|------------|
| 貸倒引当金     | 3,057千円    |
| 賞与引当金     | 12,634千円   |
| 退職給付引当金   | 17,715千円   |
| 役員退職慰労引当金 | 14,585千円   |
| 譲渡制限付株式報酬 | 4,061円     |
| 投資有価証券評価損 | 13,022千円   |
| ゴルフ会員権評価損 | 8,512千円    |
| 減損損失      | 84,156千円   |
| 棚卸資産評価損   | 2,503千円    |
| 税務上の繰越欠損金 | 174,361千円  |
| その他       | 6,100千円    |
| 繰延税金資産小計  | 340,709千円  |
| 評価性引当額    | △340,709千円 |
| 繰延税金資産合計  | －千円        |

(繰延税金負債)

|              |          |
|--------------|----------|
| その他有価証券評価差額金 | 27,099千円 |
| 繰延税金負債合計     | 27,099千円 |
| 繰延税金負債純額     | 27,099千円 |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.5%から34.4%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業遂行に必要な運転資金及び設備投資計画に必要な資金の調達については、原則として内部留保による自己資金を充当することとし、極力銀行等の借入には依存しないことを基本方針としております。余資運用については余資運用規程を遵守しております。余資運用以外の定期預金や、借入金等の金融機関との取引については、原則として営業協力目的に限定するものとし、当社の売上拡大が見込まれると営業部長が認め、かつ取締役会にて承認された場合に限り、取引するものとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は主に営業協力を、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に手元流動性の確保を、それぞれ目的としたものであります。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### i 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程及びリスク管理規程の定めに従い、営業債権について、営業部及び管理部が月毎に得意先別の与信額との比較を行うとともに、個々の営業債権について期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、余資運用規程の定めに従い、関係者は適宜適切にそのリスクを管理しております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

#### ii 市場リスクの管理

投資有価証券については、余資運用規程の定めに従い、関係者は適宜適切にそのリスクを管理しております。

#### iii 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、余資運用等を行うに際しては、取引実行時の借入金残高及び当面の必要資金を十分に上回る手元流動性を確保するようにしております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### ⑤ 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち9.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注）を参照ください。）

また現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、未払金は短期で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

|                    | 貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額     |
|--------------------|--------------|---------|--------|
| (1) 投資有価証券         | 587,597      | 587,597 | －      |
| 資産計                | 587,597      | 587,597 | －      |
| (2) リース債務（1年以内を含む） | 284,302      | 274,875 | △9,426 |
| 負債計                | 284,302      | 274,875 | △9,426 |

(注) 市場価格のない株式及び投資事業有限責任組合は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区 分          | 貸借対照表計上額 |
|--------------|----------|
| 非上場株式等       | 250      |
| 投資事業有限責任組合 ※ | 1,884    |

※ 投資事業有限責任組合については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしてはおりません。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

| 区分      | 時 価     |         |       |         |
|---------|---------|---------|-------|---------|
|         | レベル 1   | レベル 2   | レベル 3 | 合計      |
| 投資有価証券  |         |         |       |         |
| その他有価証券 |         |         |       |         |
| 株式      | 170,357 | —       | —     | 170,357 |
| 社債      | —       | 368,916 | —     | 368,916 |
| その他     | —       | 48,322  | —     | 48,322  |

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

| 区分             | 時 価   |         |       |         |
|----------------|-------|---------|-------|---------|
|                | レベル 1 | レベル 2   | レベル 3 | 合計      |
| リース債務（1年以内を含む） | —     | 274,875 | —     | 274,875 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債等は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有する社債等は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

リース債務（1年以内を含む）

当該債務の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

|                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1 株当たり純資産額  | 509円21銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 21円44銭  |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### (自己株式の取得)

当社は、令和7年4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

#### (1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得を行うものであります。

#### (2) 取得に係る事項の内容

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| ① 取得対象株式の種類  | 普通株式                |
| ② 取得株式の総数    | 130,000株（上限とする）     |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 30百万円（上限とする）        |
| ④ 取得期間       | 令和7年4月15日～令和7年6月30日 |
| ⑤ 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付     |

#### (3) 自己株式の取得状況

上記決議に基づき、令和7年4月14日から5月13日まで（約定ベース）の間に、当社普通株式67,600株（取得価格15,536,800円）取得しております。

独立監査人の監査報告書

令和7年5月23日

カワセコンピュータサプライ株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 平 塚 博 路  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 坂 戸 純 子  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カワセコンピュータサプライ株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月29日

カワセコンピュータサプライ株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 窪 津 薫 ㊞

監 査 等 委 員 松 木 昭 ㊞

監 査 等 委 員 荻 野 正 和 ㊞

（注）監査等委員松木昭及び荻野正和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### **第1号議案** 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

当社は創業以来株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と考えており、剰余金の処分につきましては、次のとおりに行いたいたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株当たり金5円（内、70周年記念配当2円）  
総額23,466,945円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和7年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1          | かわ せ けい すけ<br>川 瀬 啓 輔<br>(昭和52年6月10日生)                                                                                         | 平成12年 4 月 日本製紙株式会社入社<br>平成28年 4 月 当社入社<br>平成28年 4 月 執行役員 東日本営業副本部長<br>平成29年 6 月 取締役 東日本営業副本部長<br>平成30年12月 取締役 営業統括本部長<br>令和 2 年 6 月 代表取締役社長（現任） | 117千株       |
|            | (取締役候補者とした理由)<br>川瀬啓輔氏は、代表取締役社長として堅実な経営に手腕を発揮し強いリーダーシップで当社を牽引し、当社の将来に向けた成長基盤強化を推進しています。当社の更なる発展を牽引することが期待できると判断し、取締役候補者いたしました。 |                                                                                                                                                 |             |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                  | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2                                                                                                                                                           | 吉 村 泰 明<br>(昭和39年8月23日生) | 昭和62年 3 月 当社入社<br>平成10年10月 新宿支店長<br>平成16年10月 営業副本部長兼東京営業部長<br>平成19年 4 月 執行役員 東京営業部長<br>平成21年 6 月 取締役 営業本部長兼東京営業部長<br>平成22年 7 月 取締役 営業部長<br>平成24年 7 月 取締役 営業本部長<br>平成25年 4 月 取締役 生産担当管掌<br>平成25年 7 月 取締役 東日本営業副本部長<br>平成28年 2 月 取締役 東日本営業本部長<br>平成30年12月 取締役 東日本特命営業本部長<br>令和 2 年 6 月 取締役 営業本部長<br>令和 2 年 7 月 取締役 営業部長（現任）                                                                    | 29千株        |
| (取締役候補者とした理由)<br>吉村泰明氏は、入社以来、長年にわたり当社の営業部門の業務に携わり、現場に精通し豊富な経験と知識を有しており、全営業の統括に必要と判断し、取締役候補者いたしました。                                                          |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |
| 3                                                                                                                                                           | 伊 藤 彰 彦<br>(昭和32年1月1日生)  | 昭和54年 4 月 大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社） 入社<br>平成21年 4 月 同社 執行役員九州本部長兼同本部損害サポート・イノベーション本部長<br>平成23年 4 月 同社 常務執行役員東京企業第二本部長<br>平成26年 4 月 同社 専務執行役員東京企業第二本部長<br>平成27年 4 月 同社 取締役専務執行役員金融サービス本部長<br>平成31年 4 月 同社 取締役 副社長執行役員金融サービス本部長<br>令和 2 年 4 月 同社 取締役 副社長執行役員<br>令和 2 年 6 月 室町殖産株式会社 取締役（社外）<br>令和 3 年 3 月 三井住友海上火災保険株式会社 取締役退任<br>令和 3 年 6 月 当社取締役（現任）<br>令和 5 年 6 月 太平洋興発株式会社 監査役（社外）（現任） | 一千株         |
| (社外取締役候補者とした理由)<br>伊藤彰彦氏は、大手損害保険会社の取締役を歴任するなど、その豊富な経験と幅広い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場からの経営の監督とチェックを行っていただくとともに、幅広い経営視点を取り入れることが期待できると判断し、社外取締役候補者いたしました。 |                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 伊藤彰彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 伊藤彰彦氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時を持って4年となります。
4. 当社は、伊藤彰彦氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 伊藤彰彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

| 候補者<br>番 号                                                                                   | 氏 名<br>(生 年 月 日)                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1                                                                                            | くぼ つかおる<br>窪 津 薫<br>(昭和30年7月5日生) | 昭和54年 3月当社入社<br>平成 3年 7月大阪本社営業部 部次長<br>平成 6年 7月東京本社営業部 部次長<br>平成 6年 9月大阪工場生産部 部次長<br>平成 7年 8月大阪本社営業部 部次長<br>平成 7年11月大阪工場 次長<br>平成 8年 3月大阪工場 工場長兼生産副本部長<br>平成 8年10月品川支店 支店長<br>平成11年 4月大阪本社営業第2部 次長<br>平成13年 4月名古屋支店 支店長<br>平成27年 6月営業推進本部 本部長<br>平成27年12月業務管理部 部長<br>令和 2年 6月当社取締役（常勤監査等委員）（現任） | 一千株         |
| (監査等委員である取締役候補者とした理由)<br>窪津薫氏は、当社入社以来、あらゆる部門に従事し、当社の業務に対して豊富な経験と知見を有しており適任と考え、取締役候補者としたしました。 |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |             |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                           | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社<br>の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2                                                                                                                                                                    | まつ き あきら<br>松 木 昭<br>(昭和35年7月16日生)      | 昭和58年 4月三和銀行（現三菱UFJ銀行） 入行<br>平成13年11月同行阿佐ヶ谷支店 支店長<br>平成15年 1月UFJ銀行（現三菱UFJ銀行） 日本橋法人営業<br>部第一部 副部長<br>平成17年 7月同行東京西法人営業開発部 部長<br>平成19年 1月三菱東京UFJ銀行（現三菱UFJ銀行） 丸の内<br>支社 副支社長<br>平成21年 5月同行理事 青山支社 支社長<br>平成23年 5月東洋ビルメンテナンス株式会社 入社<br>平成24年 6月同社 執行役員<br>平成27年 6月東洋近畿建物管理株式会社 代表取締役社長<br>平成29年 8月日本割賦保証株式会社 専務取締役<br>令和 5年 6月当社取締役（監査等委員）（社外）（現任） | 一千株                 |
| （監査等委員である社外取締役候補者とした理由）<br>松木昭氏は、金融機関における長年の経験と企業経営、財務等に関する豊富な知見を有しております。また一般企業の経営者としての経験もあり、そこから得た豊富な経営経験と幅広い見識等を生かして、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行する人材と判断し、社外取締役候補者となりました。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                     |
| 3                                                                                                                                                                    | おぎ の まさ かず<br>荻 野 正 和<br>(昭和52年12月10日生) | 平成12年11月司法試験合格<br>平成13年 4月司法研修所入所（第55期）<br>平成14年10月弁護士登録 天野法律会計事務所入所<br>平成18年11月たつのひまわり基金法律事務所 初代所長<br>平成23年 3月たつの共同法律事務所設立<br>平成27年 8月株式会社三機サービス監査役（社外）（現任）<br>平成28年 7月たつの法律事務所に名称変更（現任）<br>令和 5年 6月当社取締役（監査等委員）（社外）（現任）                                                                                                                      | 一千株                 |
| （監査等委員である社外取締役候補者とした理由）<br>荻野正和氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として高い見識および法令に関する専門知識を有しており、これまで培われた知識や経験を活かし、業務執行から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 松木昭氏、荻野正和氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、松木昭氏、荻野正和氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き当該契約

を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

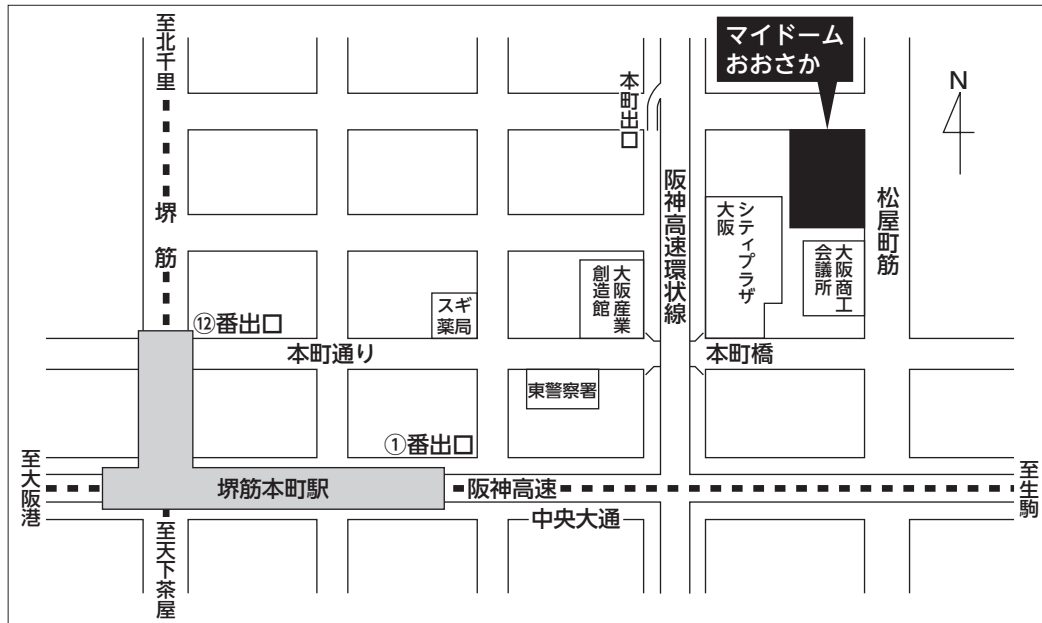
4. 松木昭氏、荻野正和氏、現在当社の監査等委員である社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時を持って2年となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 松木昭氏、荻野正和氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出しております。

以 上

## 株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市中央区本町橋2番5号  
マイドームおおさか8階第3会議室  
(開催会場が変更になっております。お間違えのないようお願い申し上げます。)

交通 地下鉄(中央線、堺筋線) 堺筋本町駅下車  
①②番出口から徒歩7分



(駐車場の準備はいたしておりませんので、)  
ご了承のほどお願い申し上げます。



環境に配慮し、植物油インキを使用しております。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。